

七宗町高校生等通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の負担を軽減し、子どもの進路選択の幅を広げるため、高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部について予算の範囲内で補助することに関して、七宗町補助金交付規則（昭和48年七宗町規則第1号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 生徒 16歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれのみ16歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の4月1日から18歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれのみ18歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校または、特別支援学校に在学する者

イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者

ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者（法第1条に規定する高等学校を卒業した者を除く。）

エ 法第134条に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学する者

- (2) 高等学校等 生徒が在学する学校をいう。

- (3) 保護者 生徒を扶養する父若しくは母、又は現に生徒を扶養する者をいう。

(補助対象者)

第3条 町長は、この要綱の定めるところにより、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている保護者を対象とする。

- (1) 申請する年度の4月1日において、生徒並びに保護者が本町に住所を有しており、申請する日まで引き続き本町に住所を有していること。
- (2) 町税等を滞納していないこと

(補助金の額)

第4条 補助金は、申請する年度ごとに生徒1人につき5万円を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の支給を受けようとする支給対象者は、七宗町高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に在学を証する書類を添付したうえで、当該補助金の交付を受けようとする年度の2月1日から2月の第3金曜日までの間に、に町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、生徒並びに申請者が七宗町の住民基本台帳に記録されていること及び町税等の滞納がないことを調査したうえ、交付の可否を決定し、七宗町高校生等通学費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(交付方法)

第7条 補助金の支給は、指定された口座に振り込みの方法により支給する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日より施行する。